

議案第48号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例（平成19年鳥取県条例第74号）の一部を次のように改正する。

改正文の第1段落中「、号及び別表の細目」を「及び号」に、「次の表の改正後」を「同表の改正後」に改める。

改正文の第2段落の次に次の改正文を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）別表の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前						
<p>別表（第3条関係）</p> <p>（1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であつて、前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年の所得。以下同じ。）の額（規則で定める者にあつては、当該所得の額から規則で定める額を控除した額。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たないもの</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">扶養親族等の数等</th> <th style="text-align: center;">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族等がないとき</td> <td style="text-align: right;">1,595,000円</td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が1人のとき</td> <td style="text-align: right;">1,975,000円</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族等の数等	基準額	扶養親族等がないとき	1,595,000円	扶養親族等の数が1人のとき	1,975,000円	<p>別表（第3条関係）</p> <p>（1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者</p>
扶養親族等の数等	基準額						
扶養親族等がないとき	1,595,000円						
扶養親族等の数が1人のとき	1,975,000円						

扶養親族等の数が2人のとき	2,355,000円
扶養親族等の数が3人以上のとき	2,355,000円に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額

- (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所により重度の知的障害者と判定された者であって、前年の所得の額が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前号の表に定める基準額に満たないもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の程度が1級である者として記載されている者であって、前年の所得の額が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第1号の表に定める基準額に満たないもの
- (4) 略
- (5) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡

- (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所により重度の知的障害者と判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の程度が1級である者として記載されている者
- (4) 略
- (5) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡

婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同法第6条第1項に規定する配偶者のない男子で現に児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養しているもののうち前年の所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの並びにこれらの者が扶養している児童

(6) 小学校就学の始期に達するまでの間にある者

婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同項に規定する配偶者のない男子で現に児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養しているもののうち規則で定めるもの並びにこれらの者が扶養している児童

(6) 小学校就学の始期に達するまでの間にある者（5歳以上の者にあっては、病院等に入院している者に限る。）

附則第3項中「別表第1号ア」を「別表第1号」に改め、「前々年の所得」の次に「。以下同じ。」を、「平成18年の所得」の次に「と、同表第2号及び第3号中「前年の所得」とあるのは「平成18年の所得」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。